

第24期宝塚市農業委員会

令和3年第2回議事録

(2021年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和3年2月19日

(2021年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和3年第2回議事録

1. 日 時 令和3年(2021年)2月19日(金)14時00分～15時00分
2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室
3. 委員定数 13人
4. 出席委員 9人
 - 1番 平塚 三郎
 - 2番 中西 瞳
 - 3番 阪上 秀一
 - 4番 塚本 俊昭
 - 5番 中西 恵子
 - 6番 平井 公雄
 - 7番 林 五郎
 - 8番 嶽 広行
 - 9番 篠木 秀夫
5. 欠席委員
2番今里委員、3番阪上勝弥委員、4番山添委員、11番上田委員
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員 0人
8. 欠席農地利用最適化推進委員
阪上委員 辻井委員 東委員 福井委員 和田委員
9. 事務局
事務局長 岡田 進、係長 木村 晴彦、事務職員 鈴木 恒、東久保 美圭
10. 議 題
 - 議案第15号 非農地証明願の件
 - 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
 - 議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
 - 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
 - 報告第25号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和3年 第2回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和3年2月19日

開会 午後2時

○林会長 早いでございますが、全員おそろいでございますので、これより令和3年第2回の総会を開催させていただきます。

本日は新型コロナウイルス感染対策のため、人数を減らし開催することといたしております。

本日の欠席につきましては、2番、今里委員、3番、阪上勝弥委員、4番、山添委員、11番、上田委員。あと、推進委員さん5名が本日欠席ということでございます。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第2回総会は成立しております。

本日の議事録署名人、5番、中西瞳さん、6番、阪上秀一さんをお願いしたいと思います。

事務局から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。

報告が終わりました。何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。

議案第15号、非農地証明願の件を議題といたします。

それでは事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第15号、非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。令和3年2月19日 宝塚市農業委員会会長 林 五郎。

2件ございます。

1番から。願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、川面(地番)。地目、田。地籍、366㎡。所有者、(氏名)さんほか1名。農地でなくなった時期と状況、昭和7年から住宅敷地として利用。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。その他としまして、昭和52年都市計画図面が添付されておりました。それと建物の閉鎖登記簿が添付されておりました。

位置図につきましては、3ページの99番と書いた部分、福島さんという家があるところになります。

続きまして2番。願出人、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、川面(地番)。地目、田。地籍、39㎡。所有者、(氏名)さん、持ち分2分の1、(氏名)さん、持ち分2分の1。農地でなくなった時期と状況、昭和27年(個人情報)から山林として使用していた。山林だったということです。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。その他としまして、昭和52年都市計画図面が添付されておりました。本地の実体所有管理は(氏名)である。(個人情報)から山林のままで、過去農地として利用されたことは一切ないという申出がございました。位置図につきましては、3ページの上のほうになります。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。篠木委員さん。

○篠木委員 特に問題はございません。

宝塚市農業委員会

○林会長 ありがとうございます。

地区担当農業委員さん、特に御意見もないということですが、その他農業委員さんの方で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたしたいと思います。

非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。
(挙手)

○林会長 ありがとうございます。本日出席の委員さん全てが賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。
それでは事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。令和3年2月19日 宝塚市農業委員会会長 林 五郎。

法第3条の委員会許可、議案第16号でございます。2件でございます。

1件目が、譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地、下佐曾利字欠(地番)ほか3筆。地目、田。地籍、1, 429㎡、4筆の合計。譲受人の耕作面積、4,840㎡。家族人数、3名。調査書は別紙のとおりで、後ほど御説明いたします。権利の種類、所有権。その他としまして、権利の移転または設定しようとする時期、令和3年3月31日。申請地、下佐曾利字欠(地番)、地目、田、664㎡。下佐曾利字欠(地番)、田、554㎡。下佐曾利字ワサ田(地番)、田、19㎡。下佐曾利字ワサ田(地番)、田、192㎡。

調査書の御説明をさせていただきます。

審査基準としまして、第2項第1号につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため、該当いたしません。

第2項第2号、譲受人は個人であるため、適用いたしません。

第2項第3号、これは信託ではないので適用いたしません。信託につきましては、契約によらず信頼できる第三者、他人に手続を全て委ねるという意味なのですが、これは農地法第3条の契約や売買につきましては農業委員会の許可を得ることという決まりがありますので、この信託というのになっていますと3条の適用にはならないという規定があるため、こちら記載しております。

第2項第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる。農業従事者3名でそれぞれ年間120日、100日、50日ということで、該当いたしません。

第2項第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき対象農地は当該地区の下限面積30アールを超えるため、該当いたしません。

第2項第6号、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たらないため、該当いたしません。

第2項第7号、申請地は譲受人所在地から150メートルの位置にあり、水稲と野菜の栽培として利用する予定。本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。なお、2月8日事務局1名、農業委員会会長、

農業委員1名が申請者の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認は、農業委員会会長と農業委員1名でございます。

そのほか、第3項に当たる部分につきましては、農地所有適格法人以外の法人等の貸借ではありませんので、該当いたしません。説明は割愛いたします。

位置図につきましては、10ページでございます。

続きまして、2項目に移らせていただきます。譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地、玉瀬字赤ハゲ(地番)ほか1筆。地目、田。地籍、2筆合計で584㎡。譲受人の耕作面積、1,740㎡。家族人数、3名。調査書は別紙のとおりで、後ほど御説明いたします。権利の種類、所有権。申請地、玉瀬字赤ハゲ(地番)、田、257㎡。同じく玉瀬字赤ハゲ(地番)、田、327㎡。そして、下に記載しているのですが、この方利用権の設定を、これはまた後ほどの報告のほうで御説明いたしますが、玉瀬字赤ハゲ(地番)、田、287㎡、(地番)、田、119㎡を新規で設定される予定です。登記上はそれぞれ287㎡、119㎡とあるんですが、コンピューターのほうで測量した面積がそれぞれ410㎡、361㎡となっております。この点につきましては、また調査書のほうで御説明させていただきますが、利用権の設定の予定面積、そして譲受人がもともと耕作されている面積、そして今回の所有権移転予定の面積を合計したところ3,000㎡を超えるため、下限面積を満たすという計算になりました。

では、その御説明を8ページでさせていただきます。

審査基準、第2項第1号、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第2号、譲受人は個人であるため、適用なし。

第2項第3号、信託ではないので適用なし。

第2項第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる。専業従事者3名で、それぞれ年間200日。

下限面積につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりですが、利用権の設定の面積につきましては測量の面積ということになるのですが、それを合計すれば3,000㎡を超えるという計算になりましたので、今回は該当しないということです。

第6号の転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たらない。

第7号、申請地は譲受人所在地から500メートルの位置にあり、水稻と野菜の栽培として利用する予定。本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。なお、2月8日事務局1名、農業委員会会長が申請者の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認した。地区担当の農業委員さんが農業委員会会長を兼ねておられたので、農業委員さんは1名の御参加ということでした。

本件につきましても、法人等の貸借には当たりませんので、第3項は省略させていただきます。

位置図につきましては、11ページと20ページに記載がございます。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員の御意見をお伺いしたいと思います。1番の関係、平井委員さん。

○平井委員 1番の関係、問題ありません。

○林会長 2番の関係は私のところでございますが、従前いわゆる玉瀬地域といえば圃場整備、昨年で一応事業終了したわけですが、その事業区域に入っていない地域で、いわゆる公簿面積、また実測すればかなり広いというようなことで、3,000㎡以上はあるという判断の基に、承認することといたしました。

その他、農業委員さんで何かこの件につきまして御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決したいと思います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。

続いて、議案第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

1件、申請が出ております。

届出者、(住所)、(氏名)さん。申請地所在地番、大原野字岩鼻(地番)。地目、田。地積、1,538㎡のうち0.316㎡。耕作者、(氏名)さん。転用目的、太陽光発電設備設置。造成期間、建設期間ともございません。施設の概要は、後ほど御覧いただきたいと思っております。

こちらの太陽光発電設備設置の転用につきまして、第24期では初めて取扱いをさせていただきますので、簡単ではございますが御説明させていただきます。こちら、よく山林などに太陽光発電の設置というのは見受けられるケースとは思いますが、こちらは農地の上にソーラーパネルを設置する形になります。こちら、そういった太陽光発電の施設に関しては、全て県の許可をもらう形になっていまして、条件等々あるのですが、基本的に転用する部分というのは全体の面積からソーラーパネルが地面にポールとして設置して、その上にパネルを敷いている形になりますので、その地面と接しているポールの部分だけが転用になります。13ページに地籍で1,538㎡のうち0.316㎡と書かせていただいた、この0.316というのがポールの刺さっている部分の面積を合計した数となります。

続きまして、その他のところで農振農用区域内農地として御提出いただいている書類が、1番営農型発電設備の設計図、2番営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響見込書、3番契約書、4番農地の賃貸借契約書。こちらが先ほど申し上げました耕作者(氏名)さん。貸されている方が所有者の(氏名)さん、借りられているのが賃借人の(氏名)さん。こちらの契約書は頂いております。こちら営農型発電設備の設置に係る一時転用という形で、太陽光発電設備の設置につきましては、最長3年までが1回の許可で取れる範囲となります。こちらの今回申請のあった場所に関しましては平成27年から設置されているものです。2回目の更新ですので、既に太陽光パネルは設置されている状態になります。ちなみに宝塚市では西谷地域で8カ所、このような太陽光パネルで下が農地として利用されている場所がございます。

位置図につきましては14ページ、隣の15ページに地図に落とし込んだ図面があるのですが、この5枚つながっているものがパネルの部分になり、さらに16ページが図面という形で頂いているのですが、この5枚パネルがくっついている端の小さい丸が、地面と接するポールの部分です。ポールの本数としては結構あるのですが、このような形で、地面に接するのではなく、機械も下に入れるような状態で上にパネルを設置している形になっております。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。嶽委員さん。

○嶽委員 問題はありません。

○林会長 その他、農業委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたしたいと思います。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、県への進達することに賛成の農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、進達することといたします。

続いて、議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

農用地利用集積計画設定一覧表が記載されております。順番に読み上げます。整理番号2020-38。農地の所在地、大原野前中(地番)。地目、田。面積、1,222㎡。貸主、(氏名)さん、借主、(氏名)さん。始期は令和3年3月1日、終期は令和13年2月28日。対価は年間1万3,200円。

次39番、所在地、大原野字岩鼻(地番)。地目、田。面積、930㎡。貸主、(氏名)さん、借主、(氏名)さん。始期は令和3年3月1日、終期は令和13年2月28日。対価は年間1万2,000円。

次40番、所在地、大原野字岩鼻(地番)。地目、田。面積、2,147㎡。貸主、(氏名)さん、借主、(氏名)さん。始期は令和3年3月1日、終期は令和13年2月28日。対価は年間3万円。

次41番、玉瀬赤ハゲ(地番)。地目、田。地籍、287㎡。測量面積は410㎡。貸主、(氏名)さん、借主、(氏名)さん。令和3年4月1日始期、令和6年3月31日終期で使用貸借のため賃料はゼロです。

続きまして42番、玉瀬赤ハゲ(地番)。地目、田。地籍、119㎡。測量面積は361㎡。同じく貸主、(氏名)さん、借主、(氏名)さん。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで期間で、同じく使用貸借のためゼロ円です。おしまいのその2件は、先ほどの議案でも申しあげました農地の取得をされた方と同じ方です。

図面につきましては、19ページ、20ページに記載がございます。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。大原野西部地区の関係で嶽委員さん。

○嶽委員 問題はありません。

○林会長 下の2つ、木村係長のほうからもお話がありましたように、いわゆる実測的な面積、これで採用した中で利用権を設定するというようなことで。先ほどの3条の関係とほぼ道路を挟んでの田んぼですので、距離的にもすぐそばというようにことで利用もしやすい。そういうことで特に問題はございません。

その他、農業委員さんの関係で何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、採決いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて、報告事項に移ります。報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局、御説明をお願いいたします

○事務局 報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

次のページをお願いいたします。届出が1件出ております。

届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地所在地番、野上(地番)。地目、田。地籍、169㎡。耕作者、(氏名)さん。転用目的が住宅建築。造成期間、建設期間ともに令和3年3月1日から150日間。施設の概要としまして、構造が軽量鉄骨造二階建て、面積が85.09㎡1棟となっております。その他、水利組合の同意書を頂いております。位置図は隣の23ページです。こちらが西側も一応農地にはなっていますが、こちらはもともと(地番)の隣の部分と合わせて1筆の農地で、所有者は同じ(氏名)さんです。土地利用のために分筆されて、今回の届出を出された形になっております。計画図としましては24ページに図面を掲載しておりますので、よろしくお願ひします。

○林会長 報告は終わりました。地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思ひます。平塚委員さん。

○平塚委員 問題ございません。

○林会長 その他、農業委員さん何か御質問等ございますか。

特にないようですので、最後に報告第25号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 報告第25号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。令和3年2月19日 宝塚市農業委員会会長 林 五郎。

1番から、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成29年12月29日から令和3年1月15日。耕作面積、1,990㎡。納税猶予農地、小林(地番)ほか4筆、合計5筆、全て自作地で合計1,990㎡。証明年月日は令和3年1月15日です。位置図につきましては、28ページの斜線の部分になります。

続きまして2番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年2月16日から令和3年1月12日。耕作面積、3,527.95㎡。納税猶予農地につきましては、合計6筆、山本東(地番)ほか5筆、全て自作地で3,527.95㎡です。証明年月日は令和3年1月12日。農地につきましては、29ページ、30ページの斜線の部分になります。

続きまして3番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年1月11日から令和3年1月25日。耕作面積、1,159㎡。納税猶予農地につきましては、合計2筆、清荒神(地番)ほか1筆、全て自作地で1,159㎡です。証明年月日は令和3年1月25日。位置図につきましては、31ページの斜線の部分になります。

続きまして4番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成29年12月22日から令和3年1月22日。耕作面積、485㎡、1筆で、安倉北(地番)、自作地で485㎡です。証明年月日は令和3年1月22日。位置図につきましては、32ページの囲っている部分になります。

○林会長 報告は終わりました。農業委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、以上本日の議案4件、報告2件について審議は終了いたしました。

10番(会長) 林 五 郎

5番 中 西 瞳

6番 阪 上 秀 一